

国や奈良県では、みなさんが高等学校等へ進学した後も安心して教育が受けられることを目的として、みなさんの修学を支援する制度を設けています。このパンフレットはそれらの制度をまとめたものです。

令和7年度の修学支援については、国の制度改正により、**掲載内容が大幅に変更される予定**です。

確定した情報については、随時県のホームページに掲載しますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

(令和7年2月時点の情報を基に作成しています。)

国や奈良県
でサポート

それぞれの
申請を忘れずに

令和7年度
高校生等への

国公立



私立



修学支援

1P・2P
就学支援金

授業料を支援

1P・2P
授業料軽減

就学支援金で授業料が
全額支援されない方の
軽減制度

3P・4P
奨学給付金

授業料以外の
教育費を支給

5P・6P
奨学金/その他

学ぶための費用
を無利子で貸与

この冊子に記載の制度の対象となる高等学校等とは、次のとおりです。(P5~6の一部を除く)

【県立・市町村立高等学校、県立大学附属高等学校】 県立・市町村立高等学校(全日制・定時制・通信制)、県立大学附属高等学校

【国公立高等学校等】 国公立の高等学校(全日制・定時制・通信制)、国公立中等教育学校後期課程、
国公立高等専門学校(第1~3学年)、国公立専修学校高等課程、国公立専修学校一般課程
又は国公立各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けているもの並びに国公立各種学校となっている
外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定めるもの

【私立高等学校等】 私立高等学校(全日制・定時制・通信制)、私立中等教育学校後期課程、私立専修学校高等課程、
私立専修学校一般課程又は私立各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けているもの並びに
私立各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定めるもの

国公立高等学校等に通う方への授業料の支援

令和7年度の本制度については、国の制度改正により、**掲載内容が大幅に変更される予定**

です。確定した情報については、随時県のホームページに掲載しますので、ご確認くださいませようお願いします。

(令和7年2月時点の情報を基に作成しています。)

✎ 高等学校等就学支援金

高等学校等就学支援金とは、各家庭で納付すべき**授業料**を支援する国の制度です。
認定を受ければ授業料が**実質無償**となります。

◆国立高校等の就学支援金については、
以下内容が異なりますので在学へお問い合わせください。

◆**支援額** 授業料相当額を支援(支援限度額と授業料は同額となります)

	月額・単位数(上限)	支給期間
全日制	月額9,900円	36ヶ月まで
定時制(単位制以外)	月額2,700円	48ヶ月まで
定時制(単位制)	1,740円/1単位	74単位または48ヶ月まで
通信制(単位制)	336円/1単位	74単位または48ヶ月まで

◆**申請時期** 新入生：4月頃と7月頃(年2回) / 新2年生以上：7月頃(年1回)

学校の定める期限までに学校の指示にしたがって申請してください。

(原則として、申請のあった月からの支援となります。期限までに提出がない場合は授業料を自己負担していただくこととなりますので、厳守してください。)

(例：令和7年4月入学生が令和7年5月申請の場合、令和7年4月は授業料を自己負担、令和7年5月以降の授業料が実質無償)

◆**所得要件**

保護者等の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額」の合算が**304,200円**未満
※政令指定都市の場合は、市町村民税の調整控除額に3/4を乗じます。

おおよその目安 両親の一方が働き、高校生と中学生の子がいる4人家族の場合で、年収約**910万円**です。

不認定となった場合、不認定の結果を授業料軽減制度の申請時に活用できます。そのため、原則として**全員申請**してください。

✂ 授業料軽減制度

奈良県内在住の保護者等の授業料負担を軽減するため、**就学支援金による授業料支援がない世帯**等に対する支援制度です。

◆**支援額**

① 高等専門学校	世帯収入590万円～910万円未満の世帯(就学支援金との併用可)	最大115,800円
② 高等学校等 高等専門学校	世帯収入910万円以上の多子世帯(23歳未満の子を2人以上扶養)	最大59,400円

【全日制に通う公立高等学校等の場合】



※世帯年収は「両親の一方が働いていて、高校生1人、中学生1人のサラリーマン世帯の場合」の目安であり、家族構成などによる各種控除により区分が変わることがあります。

◆**申請時期** 11月頃

学校の定める期限までに学校の指示にしたがって申請してください。

◆**対象世帯**

- ・奈良県内に保護者等が在住している世帯
- ・所得基準を超えており、就学支援金が不認定となった世帯等 (高専：世帯年収590万円～910万円未満世帯)

私立高等学校等に通う方への授業料の支援

令和7年度の本制度については、国の制度改正により、**掲載内容が大幅に変更される予定**です。確定した情報については、随時県のホームページに掲載しますので、ご確認くださいませますようお願いいたします。

(令和7年2月時点の情報を基に作成しています。)

✎ 高等学校等就学支援金

各高等学校で納付すべき**授業料**を支援する国の制度です。

◆支援額

		全日制 (定額授業料)	通信制 (定額授業料)	通信制 (単位制授業料)
所得要件	154,500円未満	年額 396,000円	年額 297,000円	1単位あたり 12,030円
	154,500円以上 304,200円未満	年額 118,800円	年額 118,800円	1単位あたり 4,812円

◆申請時期

新入生：4月頃と7月頃（年2回） / 新2年生以上：7月頃（年1回）

学校の定める期限までに学校の指示にしたがって申請してください。

(原則として、申請のあった月からの支援となります。期限までに提出がない場合は授業料を自己負担していただくこととなりますので、厳守してください。)

例：令和7年5月申請の場合 1月あたりの就学支援金額×11ヶ月(令和7年5月から令和8年3月)

◆所得要件

保護者等の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額」の合算が**304,200円**未満

※政令指定都市の場合は、市町村民税の調整控除額に3/4を乗じます。

おおよその目安 両親の一方が働き、高校生と中学生の子がいる4人家族の場合で、年収約**910万円**です。

🦋 授業料等軽減補助金

奈良県内在住の保護者等の学費負担を軽減するため、**授業料に加えて施設整備費等も補助する**制度であり、**高等学校就学支援金制度との併用**が可能です。

◆支援額

世帯収入(目安)910万円未満の世帯

…国の就学支援金と合わせて

最大630,000円 (通信制**321,100円**) (円)

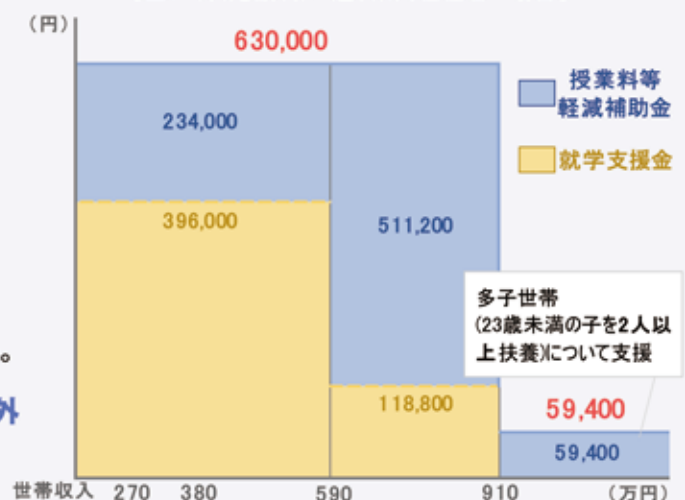
世帯収入(目安)910万円以上の

多子世帯

(23歳未満の子を2人以上扶養)

…**最大59,400円**

【全日制(定額制)に通う県内在住者の場合】



◆申請時期

4月頃

学校の定める期限までに

学校の指示にしたがって申請してください。

◆対象校

奈良県外の学校へ通われる方は対象外

・県内私立高等学校等

(※通信制高校については県内に設置された県の認可校に限る)

・県内私立専修学校 (高等課程3年制)

◆対象世帯

県内に保護者等が在住している世帯

※世帯年収は「両親の一方が働いていて、高校生1人、中学生1人のサラリーマン世帯の場合」の目安であり、家族構成などによる各種控除により区分が変わることがあります。※上記イメージ図は、令和6年度の国制度をもとに作成しています。












高校生等奨学給付金

奈良県高校生等奨学給付金とは、**授業料以外の教育費**負担を軽減する制度です。すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、支給要件を満たす低所得世帯等を対象に、「高校生等奨学給付金」を支給します。

令和7年度の本制度については、国の制度改正により、**掲載内容が大幅に変更される予定**です。確定した情報については、随時県のホームページに掲載しますので、ご確認いただきますようお願いいたします。（令和7年2月時点の情報

対象世帯	支給額（年額）	
	国公立	私立
①生活保護受給世帯 (生業扶助 が措置されている世帯)	全日制等 32,300円 通信制も同上	全日制等 52,600円 通信制も同上
②非課税世帯 第一子 (第一子 の高校生等がいる世帯)	全日制等 131,500円 通信制専攻科 50,500円	全日制等 152,000円 通信制専攻科 52,100円
③非課税世帯 第二子以降 (15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で 第二子以降 の高校生等がいる世帯)	全日制等 143,700円 通信制専攻科 50,500円	全日制等 152,000円 通信制専攻科 52,100円
※【専攻科の生徒のみ】 世帯年収270～380万円世帯 / 世帯年収380～600万円の多子世帯	専攻科 10,100円	専攻科 10,420円

国公立の「②非課税世帯第一子」と「③非課税世帯第二子以降」のパターン図

中学生以下	高校生等	23歳未満	23歳以上
②非課税世帯第一子に該当する場合	 第二子  第一子 131,500円		
	 第一子みなし 131,500円	 第一子 扶養されて いない 兄弟 (例) 働いている兄	
③非課税世帯第二子以降に該当する場合	 第二子 143,700円	 第一子 扶養されて いる 兄弟 (例) 大学生	
※通信制・専攻科の高校生等を含めた複数の高校生等がいる世帯の場合 通信制・専攻科の高校生等を第一子とし、全日制等の高校生等を第二子以降として申請してください	1年生  3年生  第二子みなし 143,700円 第一子みなし 131,500円		 第一子 23歳以上 は対象外

◆申請時期

7月頃に募集開始予定 **1年に1回**の申請・支給

(新入生に限り、支給額の1/4額を早期に支給できる早期申請制度があります。4月頃に募集するので、希望する場合は申請してください。早期申請をしなくても、7月頃の募集に申請をしていただければ年額一括で支給できます。)

◆申請方法

学校によって申請方法が異なります。

募集開始時期になれば各校よりお知らせしますので、**学校の指示に従って**申請してください。
(締切日も各校で定めています。)

◆支給要件 7月1日現在の状況が次のすべてに該当する場合に支給します

- ・ 保護者等が**奈良県内に住所を有していること**
※県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください
- ・ (専攻科以外について)保護者等**全員**の道府県民税及び市町村民税の**所得割が0円**(非課税)、または**生活保護受給世帯**(生業扶助)であること
- ・ 高校生等が高等学校等就学支援金の支給(授業料支援)を受ける資格を有する者であること。
(高等学校学び直し支援金の補助対象となる者、または高等学校専攻科修学支援金の補助対象となる者も含まれる。)
- ・ 平成26年度以降の入学者であること

※特別支援学校高等部の生徒は対象外です。

※児童福祉法による見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設に入所している高校生等は除く)が措置されている場合は対象外です。

※保護者等が海外赴任等で日本に住所を有しておらず、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できない場合は対象外です。

※1人の高校生等について、複数の都道府県へ重複して申請することはできません。

Q. 昨年も受給していますが、申請は毎年必要ですか？

A. 基準日に支給要件を満たしているか確認しますので、**毎年申請が必要**です。

Q. 高校生が2人いる世帯の場合、申請は1人分でいいですか？

A. 生徒1人につき1回の申請が必要のため、**人数分の申請が必要**です。
同じ学校に在籍している場合も複数の申請が必要です。

Q. 奨学給付金はどのように給付されますか？

A. **申請者本人の口座へ**年額を一括で振り込みます。(早期受給者及び学校が代理受領する場合を除く)

家計急変への支援 【就学支援金・奨学給付金】

申請時には、受給要件を満たさなかった高校生等の世帯において、保護者の失職、勤務先の倒産などによる**家計急変で収入が減少した世帯**に支援を行う制度です。

詳しくは、在学する学校へお問い合わせください。



高等学校等奨学金（修学支援奨学金・育成奨学金）

奈良県高等学校等奨学金とは、修学の奨励と教育の機会均等を図るため、勉学意欲がありながら経済的な理由により、修学が困難な高等学校等の生徒に対して、奨学金を無利息で**貸与**する制度です。

高等学校等就学支援金（1～2P）、高校生等奨学給付金（3P）との併用は可能ですので、ご活用ください。

（※将来返還が必要です。）

	修学支援奨学金	育成奨学金																										
種別	貸与（無利息）																											
貸与対象者	高等学校（全日制・定時制・通信制課程、専攻科） 高等専門学校	中等教育学校の後期課程 特別支援学校の高等部 専修学校の高等課程（規則で定めるものに限る）																										
貸与基準	生活保護基準 1.5倍以内 （世帯全員の収入額合計）	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護基準1.5倍以内、意欲のある生徒は予算の範囲内で3.0倍以内（世帯全員の収入額合計） 向学心、勉学意欲があり評定平均値3.0以上 																										
	親権者又は未成年後見人（貸与を受けようとする者が成年の場合は、その者の生計を維持する者）が 奈良県内 に住所を有していること 地方公共団体、その他公共的団体から学資の給付または貸与を受けていないこと ※次ページにある各資金の貸付金等との併給はできません。																											
貸与額	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">奨学金の額</th> </tr> <tr> <th>自宅通学</th> <th>自宅外加算 （+5,000円）</th> <th>へき地加算 （+12,000円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生活保護法の 高等学校等就学費 の給付を受けている者</td> <td>国公立</td> <td>5,000円/月</td> <td>10,000円/月</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>17,000円/月</td> <td>22,000円/月</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の者</td> <td>国公立</td> <td>18,000円/月</td> <td>23,000円/月</td> <td>30,000円/月</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>30,000円/月</td> <td>35,000円/月</td> <td>42,000円/月</td> </tr> </tbody> </table>			区分	奨学金の額			自宅通学	自宅外加算 （+5,000円）	へき地加算 （+12,000円）	生活保護法の 高等学校等就学費 の給付を受けている者	国公立	5,000円/月	10,000円/月	—	私立	17,000円/月	22,000円/月	—	その他の者	国公立	18,000円/月	23,000円/月	30,000円/月	私立	30,000円/月	35,000円/月	42,000円/月
区分	奨学金の額																											
	自宅通学	自宅外加算 （+5,000円）	へき地加算 （+12,000円）																									
生活保護法の 高等学校等就学費 の給付を受けている者	国公立	5,000円/月	10,000円/月	—																								
	私立	17,000円/月	22,000円/月	—																								
その他の者	国公立	18,000円/月	23,000円/月	30,000円/月																								
	私立	30,000円/月	35,000円/月	42,000円/月																								
貸与期間	高等学校全日制課程…3年 高等学校定時制課程・通信制課程…3年または4年 中等教育学校の後期課程…3年 高等学校専攻科…2年 高等専門学校…5年 特別支援学校の高等部…3年 専修学校の高等課程…3年																											
貸与時期	前期分は 8月中旬 、後期分は 10月中旬 に生徒本人名義の指定された口座へ振り込み																											
返還期間	貸与の終了月の翌月から起算して6カ月を経過した後10年以内、月賦又は半年賦（一括返還も可）																											
申請期間	4月～5月中旬 （書類申請及びWeb申請が必要です）																											
申請窓口 （申込先）	在学する学校（学校長経由で奈良県教育委員会事務局学校支援課へ提出）																											
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> 校長推薦書 奨学金申請書 市町村長発行の所得に関する証明書 住民票謄本（世帯全員） 連帯借受人の印鑑登録証明書 口座振替申出書 借用証書 請求書 等 																											

◆貸与を受けられた奨学金は、卒業後、**所定の期間内に返還していただきます**。これらの返還金は、次の高校生たちの奨学金として活用されます。将来の返還見込み等も考慮のうえ、**計画的にご利用ください**。

（約束の期間内に返還されない場合は、延滞金が加算される場合があります。）

その他の教育支援資金

高等学校等奨学金制度以外の、奈良県における公的な教育支援資金については、下記のとおりです。各自の実状やニーズにあった制度を選択し、有効にご活用ください。

なお、いずれも無利子の貸与制度であり、**返還が必要**です。また、高等学校等奨学金制度を含めて**各制度の相互の併用はできません**。

各制度の詳細については、それぞれの問い合わせ先へご確認ください。

資金名	募集時期	貸与期間	問い合わせ・申請先	
生活福祉資金貸付制度【教育支援費】	随時	修学期間中	市町村社会福祉協議会 又は、奈良県社会福祉協議会 生活支援課	
福祉系高校修学資金貸付制度	年1回	修学期間中	在学する学校 又は、奈良県社会福祉協議会 生活支援課	
母子父子寡婦福祉資金	随時	【修学資金】 修学期間中	奈良市	奈良市 子ども育成課 (電話0742-34-5042)
		【就学支度資金】 一括	大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 山辺郡 生駒郡 磯城郡 高市郡 北葛城郡	奈良県 中和福祉事務所 (電話0744-48-3020)
			五條市 宇陀市 宇陀郡 吉野郡	奈良県 吉野福祉事務所 (電話0746-32-5315)

生活福祉資金貸付制度

所得基準：生活保護基準額の1.7倍程度の世帯まで

申込窓口：市町村社会福祉協議会

対象校：高等学校、高等専門学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校高等部、専修学校(高等課程)

申請書類：申込書、所得証明書、在学証明書、合格通知書(写)、民生委員意見書、市町村社協意見書、住民票等

※外国籍の方は、特別永住者・定住者のみ。

※返還期間：10年以内

資金名	内容	貸付限度額
教育支援費	就学するのに必要な経費	18,000円(月額) ※公立高校・自宅の場合

※特に必要と認める場合は、上限額の1.5倍まで貸付可能

※学校種別、通学方法により貸付限度額が異なります。

※生活保護世帯は別途貸与額

福祉系高校修学資金貸付事業

貸付対象者：介護福祉士の資格取得を目指して福祉系高校に在学する

- ① 卒業後、県内の施設・事業所で介護職員等の業務に従事しようとする意思がある。
- ② 学校長の推薦がある。
- ③ 他の都道府県から同様の修学資金の貸付を受けていない。

申込期限：学校担当者へお問い合わせください。

※7月初旬に学校を通じて貸付可否連絡。毎年7月末、指定口座へ振込。

募集人数：15人程度(予定)

返 還：卒業後、1年以内に介護福祉士登録し、県内で介護職員等の業務に就き、3年間引き続きその業務に従事した場合は、貸付金の返還が免除。

資金名	貸付限度額
修学準備金(入学金を除く)	3万円
介護実習費	3万円(年額)
国家試験対策費	4万円(年額)
就学準備金	20万円(卒業時)

※貸付期間：正規の修学期間

※貸付利子：無利子

母子父子寡婦福祉資金

貸付対象者：配偶者のいない女子(男子)で現に児童(20歳未満)を扶養している者またはその児童等

所得基準：なし

特記事項：第三者の連帯保証人が必要

申請窓口：お住まいの地域の福祉事務所等

対象校：高等学校、高等専門学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校高等部、専修学校(高等課程)

申請書類：申請書、在学証明書または合格通知書(写)、戸籍謄本、住民票謄本、保証人所得証明書等

※返還期間：卒業後6ヶ月を経過した後、10年以内

貸与限度額

資金	区分		自宅通学	自宅外通学
修学資金	高校	国公立	27,000円	34,500円
		私立	45,000円	52,500円
	高等専門学校	国公立	31,500円	33,750円
		私立	48,000円	52,500円
就学支度資金	高校	国公立	150,000円	160,000円
		私立	410,000円	420,000円
	高等専門学校	国公立	410,000円	420,000円
		私立	580,000円	590,000円

※修学資金は月額。就学支度資金は一括。

※修学資金は連帯保証人を立てた場合の限度額。

※生活保護世帯は貸付限度額が異なる。

※専修学校(高等課程)の貸与額は高校と同額。

<< 令和7年度スケジュール >> ※国の制度改正に伴い、変更する可能性があります。

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
公立	就学支援金	申請	【1年生のみ】 R7.4~6月分		認定	申請	R7.7~R8.6月分		認定	※認定された場合、各家庭から授業料を納めていた 代わりに、学校が国から支援金を受け取ります。		
	授業料軽減制度									申請	決定	
私立	就学支援金	申請	【1年生のみ】 R7.4~6月分		認定	申請	R7.7~R8.6月分		認定	※認定された場合、就学支援金及び授業料等軽減 補助金が学校の授業料等に充当されます。		
	授業料等軽減補助金	申請	認定①		R7.4~6月分	認定②		R7.7~R8.3月分				
共通	奨学給付金	申請	【1年生のみ】 早期支給 (年額の1/4分支給)		認定・支給	残りの3/4額の申請が7月に必要		申請	認定・支給			
	各奨学金	申請	認定		前期分貸与			後期分貸与				
	福祉資金ほか	随時受付 貸与										

Q. それぞれの制度を申請するにはどんな手続きが必要ですか？ (その他の教育支援資金以外について)

- A. 詳しい説明や提出時期などは、入学直後、及び申請開始時期頃に**在学学校より周知します**ので、**それぞれの学校の指示に従って**申請してください(学校によって申請方法が異なる場合があります)。また、
 国公立学校：学校支援課HP / 私立学校・奈良県立大学附属高校：教育振興課HP
 にも掲載予定ですので、ご確認ください。

Q. 「就学支援金」の申請をしましたが、「授業料軽減」等の他制度の申請は別途必要ですか？

- A. 制度が異なりますので、**それぞれ別に申請をしていただく必要があります**。
 同時期に似た申請となりますが、ご自身がどの申請をしたのかご確認の上、お忘れなきようお願いいたします。
 point) 就学支援金・授業料軽減 → **授業料**に関する事
 奨学給付金 → **返還不要の授業料以外**の教育費に関する事
 奨学金 → **返還必要の教育費**に関する事

<<お問い合わせ>>

詳しいことは、まず**在学する各校へお問い合わせ**ください☎

高等学校等就学支援金 高校生等奨学給付金

制度全般については文部科学省ホームページをご確認ください。

初等中等教育局 高校修学支援室

文部科学省 高校生の修学支援



文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

代表番号：03-5253-4111

国公立高等学校授業料軽減制度 奈良県高等学校等奨学金

教育委員会 学校支援課 0742-27-9859
事務局

奈良県 国公立 授業料軽減

奈良県 国公立 奨学金

私立高等学校授業料等軽減補助金

地域創造部 教育振興課 0742-27-8347
こども・女性局

奈良県 私立 軽減補助金

母子父子寡婦福祉資金 生活福祉資金貸付制度
福祉系高校修学資金貸付事業

奈良県 生活支援